

## II 特定施設の設置等の届出及び許可の手続き

### 1 届出及び許可の手続きの概要

工場又は事業場において、特定施設等を設置・変更しようとするときは、工場又は事業場を設置する地域、設置等する施設の種類及び事業場全体の排水量に応じて、次の表のとおり、水濁法、瀬戸法、県条例上の届出・許可等の手続きが必要となる（その他の関係法令は記載していない。水濁法の手続きはP.7～8。瀬戸法の手続きはP.9～12。県条例の手続きはP.13を参照）

地域	施設の種類	関係法令		
		事業場全体の日最大排水量(m <sup>3</sup> /日) <sup>注1</sup>		
		50以上	50未満	排出なし <sup>注2</sup>
指定地域 (瀬戸内海水域) (P.23)	特定施設 (P.14～20)	瀬戸法 <sup>注3</sup>	水濁法	—
	指定地域特定施設 (P.21)	水濁法		—
	汚水等関係特定施設 (P.21)	県条例		—
	ダイオキシン法の水質基準対象施設 (P.22)	瀬戸法	(ダイオキシン法上での届出)	
	有害物質使用特定施設 (P.20)	瀬戸法	水濁法	
	有害物質貯蔵指定施設 (P.20)	水濁法		
その他の水域 (江の川水域)	特定施設 (P.14～20)	水濁法		—
	指定地域特定施設 (P.21)	—		
	汚水等関係特定施設 (P.21)	県条例		—
	ダイオキシン法の水質基準対象施設 (P.22)	(ダイオキシン法上での届出)		
	有害物質使用特定施設 (P.20)	水濁法		
	有害物質貯蔵指定施設 (P.20)	水濁法		

注1 日最大排水量には雨水は計上しない。

注2 「排出なし」とは、雨水も含めて公共用水域に排出しない場合で、排水水を合流式下水道へ全量放流している場合等をいう。

注3 特定施設のうち、下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設及び廃油処理施設は水濁法の届出でよい。